

## 九州大学総合研究博物館専門研究員受け入れに関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、九州大学が定める研究員等の受入規定に基づく研究員以外の者を総合研究博物館（以下「博物館」という）の専門研究員として受け入れることに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 専門研究員とは、博物館において研究を行う者をいう。

(申請資格)

第3条 専門研究員の申請資格を有する者は、国内あるいは海外の大学または高等専門学校を卒業した者、あるいはこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(期間)

第4条 専門研究員の受入期間は、1年以内とする。ただし、受入期間は延長できるものとする。

(手続)

第5条 受入を希望する者は、博物館専任教員を通じ、以下の書類を付して博物館長に提出する。研究期間の延長を申し出る者は、改めて以下の書類を博物館長へ提出するものとする。

1. 履歴書
2. 研究業績
3. 研究計画書
4. 受入教員の推薦書
5. 他機関に所属する者については、当該所属機関長の承諾書

(許可)

第6条 博物館長は、博物館運営委員会の議を経て、専門研究員の受入を許可する。

第7条 専門研究員は、受入教員とともに研究に従事し、博物館は研究上必要な便宜をはかるものとする。

(許可の取り消し)

第8条 博物館長は、専門研究員が研究を継続することが不相当と認められる場合、受入教員の申し出により、許可を取り消すことができる。

(その他)

第9条 専門研究員の受入は、随時、これを行うことができる。

附則

この内規は、平成20年8月1日から施行する。